

令和5年度  
横浜市指定介護保険サービス事業者等  
集団指導講習会資料

## 訪問介護編



実際の事業所運営に当たっては、  
「運営の手引き」を参照してください。

# 目 次

## 【訪問介護編】

- 1 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業・・・・・・・・・・ 1
- 2 横浜市訪問介護等資格取得支援事業・・・・・・・・・・ 4
- 3 ノロウイルス食中毒について・・・・・・・・・・ 5
- 4 食中毒が疑われる場合の対応について・・・・・・・・・・ 7

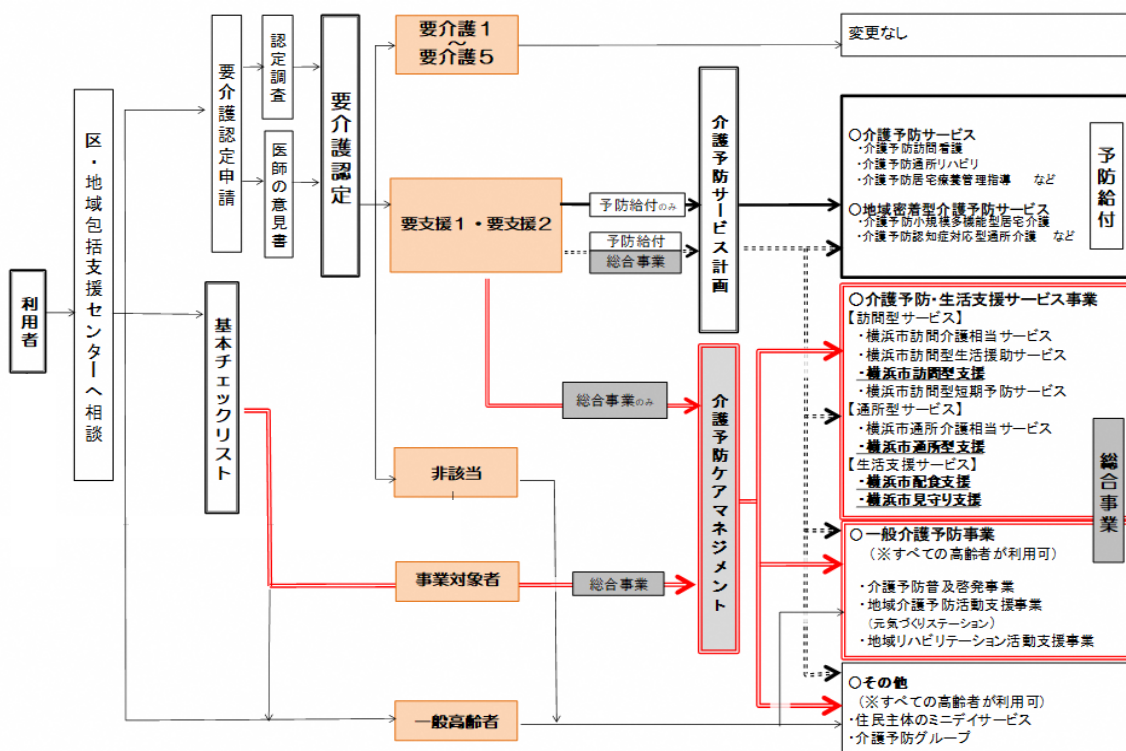
## 1 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

横浜市の「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業）についての実施状況は、次のとおりです。

## 【実施状況一覧】

『総合事業の構成例』における類型		横浜市のサービス名称	本市での実施時期	本市での考え方
訪問型サービス	①訪問介護 (旧介護予防訪問介護に相当するサービス)	横浜市訪問介護相当サービス	平成28年1月開始	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。
	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	横浜市訪問型生活援助サービス	平成28年10月開始	介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスが必要でない方に生活援助を行えるようにします。 これにより、介護人材のすそ野を広げます。
	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市訪問型支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問して提供する生活援助等の支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	横浜市訪問型短期予防サービス	平成28年1月開始	早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、保健・医療の専門職が3～6か月の短期間で集中的に実施するサービスです。 区福祉保健センターの看護師、保健師が直営で実施し、本人の状態像にあった適切な支援及び地域資源へのつなぎを行うことで、社会参加、要支援状態からの自立の促進及び重度化予防を目指します。
通所型サービス	①通所介護 (旧介護予防通所介護に相当するサービス)	横浜市通所介護相当サービス	平成28年1月開始	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービスを実施します。
	②通所型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市通所型支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
その他生活支援サービス	①栄養改善を目的とした配食	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市配食支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対して見守りとともに配食を提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	②住民ボランティア等が行う見守り	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市見守り支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、見守りのサービスを提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。

## 2 利用手続



## 3 介護予防ケアマネジメント

本市が実施する介護予防ケアマネジメントの類型は、以下のとおりです。

### (1) ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

指定事業者によるサービス及び横浜市訪問型短期予防サービスを利用する場合等に実施

### (2) ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

横浜市介護予防・日常生活支援サービス補助事業（サービスB・その他生活支援サービス）及び一般介護予防事業を利用する場合等に実施

## 4 横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）

横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）は、多様な主体による重層的なサービス提供を目的として、従前の介護予防訪問介護よりも人員の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスを必要とされない方に、生活援助を行えるようにしたものです。事業の趣旨をご理解いただき、積極的な活用をお願いします。

### (1) 従業者

訪問介護員等に加えて、横浜市が作成した標準テキストを使用して事業者が実施する研修を修了した者（一定の研修修了者）又は介護に関する入門的研修の修了者（入門的研修修了者）となります。

<人員の基準（抜粋）>

	訪問介護、 訪問介護相当サービス	訪問型生活援助サービス (サービスA)
従業者の員数	常勤換算2.5以上	必要数
従業者の主な資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士</li> <li>・実務者研修修了者</li> <li>・介護職員初任者研修修了者</li> <li>・生活援助従事者研修修了者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士</li> <li>・実務者研修修了者</li> <li>・介護職員初任者研修修了者</li> <li>・生活援助従事者研修修了者</li> <li>・一定の研修修了者</li> <li>・入門的研修修了者</li> </ul>

※横浜市訪問型生活援助サービス標準テキストは、以下のURLに掲載しています。

◆横浜市ホームページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連>介護予防・生活支援サービス事業>横浜市訪問型生活援助サービス  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/servicejigyou/service-a.html>

※その他、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報は、以下のURLに掲載していますので、ご確認ください。

◆横浜市ホームページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/>



## 研修終了後、助成金を受け取るまでの流れ

**STEP 1** 登録養成機関（下表参照）での研修が修了

**STEP 2** 横浜市内の介護保険事業所（※①②③参照）で就業（就業開始から1か月以上かつ10日以上従事）

**STEP 3**

申請書類一式を（公社）かながわ福祉サービス振興会（以下振興会）に郵送【令和6年2月29日必着】

- 助成金交付申請書（第1号様式） ■ 受講料支払証明書（第2号様式） ■ 就業証明書（第3号様式）
- 就業日数管理表（第3号様式別紙） ■ 受講修了証明書の写し ■ 住民票



振興会が申請書類一式を審査した後、助成金交付決定者には「横浜市訪問介護等資格取得支援事業受講料助成金交付決定通知書（第4号様式）」を郵送します。

**STEP 4**

第4号様式受領後、「横浜市訪問介護等資格取得支援事業受講料助成金交付請求書（第6号様式）」を記入の上、振興会に郵送【令和6年3月15日必着】



振興会が第6号様式を確認した後、指定の口座に助成金額を振込みます。

☆申請（ステップ③）から助成金振り込みまでに1か月半から2か月程度かかります。

### ■ 助成対象者

#### 次の要件をすべて満たす方

- 申請時の住所が横浜市内である方
- 登録養成機関における介護職員初任者研修または生活援助従事者研修の受講開始日が令和4年4月1日以降の方
- 資格取得後から、助成金申請受付期限（令和6年2月29日必着）までに次の①から③のいずれかを満たしている方
  - 横浜市内の訪問介護事業所等（※①）で訪問介護員として就業を開始した後（登録ヘルパー等には実働を開始した後）、1か月以上経過かつ10日以上従事している
  - 横浜市内の介護保険事業所（※②）で、介護従事者として就業を開始した後、1か月以上経過かつ10日以上従事している
  - 横浜市内の介護保険事業所（※③）に常勤の介護職員として就業を開始した後、1か月以上経過かつ10日以上従事している
- 他に国、都道府県等公的機関から本申請に係る研修費用に対する助成（本事業の助成を含む）を受けていない方

※①訪問介護、第1号訪問事業、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※②小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※③訪問入浴介護、通所介護、第1号通所事業、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

### 横浜市訪問介護等資格取得支援事業 登録養成機関一覧

令和5年5月8日現在（50音順）

養成機関名	連絡先	受講料（税込）	通信・通学
あいしまキャリアアップカレッジ	045-363-8121	85,000円	通学
カイゴジョブアカデミー	0120-90-1144	42,900円	通信
介護福祉カレッジ・アシスタンス	0467-73-8751	60,500円	通学
学研アカデミー	03-6431-1606	65,010円	通信
特定非営利活動法人かながわ福祉保健学院	045-989-2650	59,500円	通信
社会福祉法人喜楽会研修センター	042-711-8156	43,000円	通信
三幸福カレッジ	03-3343-2916	87,780円	通信
湘南ケアカレッジ	042-710-8656	55,000円	通信
湘南国際アカデミー	0466-54-7290	78,980円	通信
藤仁館医療福祉カレッジ横浜校	045-565-9880	97,900円	通信
株式会社ニチイ学館	045-319-5520	88,000円	通信
ひだまりカレッジ	045-852-0362	66,924円	通信
プラチナ倶楽部介護スクール	045-830-0022	65,000円	通学
未来ケアカレッジ	045-290-6700	65,450円	通信
ユアハーツ	045-550-7145	70,000円	通学
よこはま介護アカデミー	045-300-0881	55,544円	通信
横浜市福祉サービス協会	045-227-1710	50,000円	通信

・受講料が変更になる場合があります。

・助成金の申請には、上記登録養成機関での研修受講が必要です。登録養成機関以外で研修を受講した場合は申請が出来ませんのでご注意ください。

・研修会場は、各養成機関にご確認ください。

・通信講座は、スクーリング（通学）が必要な場合があります。詳細については、各養成機関にご確認ください。

・この登録養成機関一覧は、令和5年4月1日時点のものです。今後、新規登録などにより掲載内容が変更となる場合がありますので、最新の登録養成機関一覧は、かながわ福祉サービス振興会のホームページにて、ご確認ください。

申請期限：令和6年2月29日必着 ☆期限前であっても、助成金の予算に達した時点で受付を終了します。

## 2 横浜市訪問介護等資格取得支援事業

横浜市  
訪問介護等  
資格取得支援事業



始めるなら今がチャンス！

# ホームヘルパーになりませんか

あなたの「やる気」を「本気」へ！  
横浜市が資格取得にかかる研修費用を助成します。

ホームヘルパーに加え、介護保険事業所に常勤の介護職員として就業する方も対象です。

### ホームヘルパー（訪問介護員）とは？

介護を必要とする方の住まいを訪問し、介護のプロとして日常生活を送る上で必要となる身体的な介護や家事をサポートするスタッフ。介護の必要な方の住み慣れた地域・自宅での暮らしを支えます！



◆ホームヘルパーになるためには？  
「介護職員初任者研修」または「生活援助従事者研修」を修了していることが必要です。

### 助成金額はいくらまで？

介護職員  
初任者研修

上限 **70,000円**※

（受講要件なし・研修時間：130時間）

#### ▼研修修了後にできる仕事内容

・身体介護（入浴、排せつ、食事の介助など） ・生活援助（洗濯、掃除、買い物など）

生活援助  
従事者研修

上限 **30,000円**※

（受講要件なし・研修時間：59時間）

#### ▼研修修了後にできる仕事内容

・生活援助（洗濯、掃除、買い物など）

※助成金額の上限です。受講料が各研修の助成金額未満の場合は、実際の受講料が助成金額となります。

申請方法など、お問い合わせは下記まで

（公社）かながわ福祉サービス振興会 教育事業課

<https://www.kanafuku.jp/>

かなふく 資格取得

検索

電話 045-210-0788（平日 9:00～17:00）FAX 045-671-0295

見開きページでホームヘルパーの仕事とその魅力を紹介！

横浜市  
健康福祉局  
補助事業

助成金申請の  
詳細はこちら！





症状無いのに  
感染拡大!?



ノロウイルス  
食中毒に  
気をつけましょう!

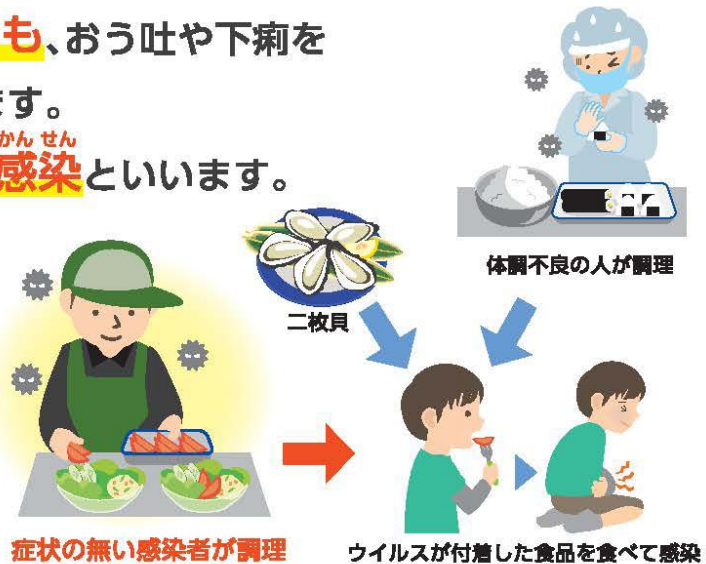


ノロウイルスに**感染しても**、おう吐や下痢を  
**発症しない**場合があります。

このような状態を**不顕性感染**といいます。

平成28年に国内で発生したノロウイルス食中毒の原因のうち約5割は不顕性感染です。

不顕性感染でも、感染者のふん便には多くのノロウイルスが含まれていますので、気づかないうちに感染を拡大させてしまいます。(ウイルスの排出は1か月程度続くことも!!)



患者は**1,200人以上!** 不顕性感染による  
大規模ノロウイルス食中毒

平成26年、静岡県内の多くの小学校で、給食のパンによるノロウイルス食中毒が発生しました。この事件は、発症していない従事者が異物等の確認をする時に、手洗いが不十分であったことなどからパンを汚染してしまったことが原因と考えられています。

# 実践！！ ノロウイルス食中毒対策

## 従事者の健康管理

- おう吐・下痢などの症状がある人は、食品を取り扱う作業には従事しないようにしましょう。
- 家族におう吐・下痢などの症状がある場合は、自分に症状がなくてもノロウイルスに感染している可能性があります。
- 流行期では、ノロウイルス感染を意識した健康管理が大切です。

## 加熱・消毒

- ノロウイルスの感染力を失くすため、二枚貝などは中心部を85～90℃で90秒以上加熱しましょう。
- 調理器具は十分洗浄した後、次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤等)や加熱殺菌などで適切に消毒をしましょう。



## 持ち込まない

- トイレには、履物を替えて入り、作業着のまま入らないようにしましょう。トイレ後の手洗いは特に念入りに！



- トイレの清掃・消毒は次亜塩素酸ナトリウムなどを使用し適切に行いましょう。トイレは高率で汚染されています。清掃時に感染しないように手袋等の着用をしましょう。

## 拡げない・つけない

- 調理開始前や盛付けに移るときや、次の調理工程に入る前など適切な手洗いをしましょう。



- 生食用や、加熱済みの食品の取扱いは要注意！素手での取扱いはやめ、しっかり手洗いをした後、トングや箸、使い捨て手袋などを正しく使いましょう。

**体調に異常がなくても日常からの手洗いが重要です！**

食品衛生に関するご相談やお問合せは、お店のある区の福祉保健センター生活衛生課で受け付けています。

窓口	所在地	電話番号	窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1842	金沢区	金沢区泥亀2-9-1	788-7871
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7141	港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2370
西区	西区中央1-5-10	320-8442	緑区	緑区寺山町118	930-2365
中区	中区日本大通35	224-8337	青葉区	青葉区市ケ尾町31-4	978-2463
南区	南区浦舟町2-33	341-1191	都筑区	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2356
港南区	港南区港南4-2-10	847-8444	戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8474
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6361	栄区	栄区桂町303-19	894-6967
旭区	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6166	泉区	泉区和泉中央北5-1-1	800-2451
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2451	瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190	367-5751

発行：横浜市健康福祉局 食品衛生課 TEL 045-671-2459 FAX 045-641-6074 平成30年6月

⇒令和5年4月から部署名が「横浜市医療局 食品衛生課」に変わりました。

TEL 045-671-2459 / FAX 045-550-3587



## 4

# 食中毒が疑われる場合の対応について

介護サービス利用者に食中毒を疑う症状が見られた場合は、速やかに医療機関の受診を促すとともに、事業所のある区の福祉保健センター生活衛生課に届出をしてください。

なお、食中毒の調査では、患者の発症前の食事内容や発症状況に関する調査の他、原因として疑われる食事の調理施設や同じ食事を食べた方を対象とした調査も行います。個人情報提供や検便等をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。

また、食事が原因として疑われる場合は、食事の提供の自粛をお願いすることがあります。そのため、食中毒の発生時に備え、代替食の確保の方法についても平時から検討してください。

### 1 食中毒が疑われる場合の対応の流れ

#### (1) 患者の発生を探知

↓  
・医療機関への受診を促す

#### (2) 発生状況の把握

↓  
・利用者と職員の健康状態  
・受診状況（診断名、検査実施状況等）

#### (3) 事業所のある区の福祉保健センターへ届出（下記一覧参照）

↓  
・発生状況  
・食事の提供内容

#### (4) 福祉保健センターによる調査への協力

・食事の提供の自粛（必要に応じて）

### 2 届出先（各区福祉保健センター生活衛生課）

窓口	所在地	電話番号	窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央 3-20-1	510-1842	金沢区	金沢区泥亀 2-9-1	788-7871
神奈川区	神奈川区広台太田町 3-8	411-7141	港北区	港北区大豆戸町 26-1	540-2370
西区	西区中央 1-5-10	320-8442	緑区	緑区寺山町 118	930-2365
中区	中区日本大通 35	224-8337	青葉区	青葉区市ケ尾町 31-4	978-2463
南区	南区浦舟町 2-33	341-1191	都筑区	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2356
港南区	港南区港南 4-2-10	847-8444	戸塚区	戸塚区戸塚町 16-17	866-8474
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町 2-9	334-6361	栄区	栄区桂町 303-19	894-6967
旭区	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	954-6166	泉区	泉区和泉中央北 5-1-1	800-2451
磯子区	磯子区磯子 3-5-1	750-2451	瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町 190	367-5751

※ 夜間・休日の連絡先はこちら

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/hokenjo/shi-hokenjo/kinkyudaiyaru.html>